

## 議案第 22 号

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正  
する条例

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例（平成 24 年川崎  
市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例

第 1 条中「）第 18 条の規定に基づき、」を「。以下「法」という。）第 1  
8 条並びに第 21 条第 1 項第 1 号及び第 12 号の規定に基づき、病院及び」に、  
「配置基準」を「配置並びに病院における人員及び施設に関する基準」に改め  
る。

第 2 条中「医師」の前に「病院又は」を加え、同条を第 3 条とし、第 1 条の  
次に次の 1 条を加える。

（用語の意義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第3条の次に次の2条を加える。

(病院の人員に関する基準)

第4条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた員数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた員数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数。ただし、産婦人科又は産科にあつてはそのうちの適当な員数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔<sup>くわう</sup>外科にあつてはそのうちの適当な員数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数
- (4) 栄養士 病床数が100床以上の病院にあつては、1人
- (5) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当な員数
- (6) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当な員数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(病院の施設に関する基準)

第5条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (3) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）
- (4) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）
- (5) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）

2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (3) 食堂 内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年6月30日までに医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第53条の規定により同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係るこの条例による改正後の川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、同項第2号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と」と、同項第3号中「4人」とあるのは「6人」とする。
- 3 精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。)を有する病院(省令第43条の2に規定するものを除く。)の看護師及び准看護師の員数に係る新条例第4条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「歯科衛生士」とあるのは「歯科衛生士と、精神病床にあつては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した員数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した員数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。)から減じた員数を看護補助者」とする。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

医療法の一部改正に伴い、病院における人員及び施設の基準を定めるため、この条例を制定するものである。